

## <在大阪イタリア総領事館管轄での「等価証明取得」のための準備の手順>

\* 在大阪イタリア総領事館が管轄する西日本に住民登録のある方を対象としています。

### 1. 書類を取得する

#### ■ 私費留学申し込み・オンライン登録に必要な書類

- ・ 戸籍抄本 \* 留学するご本人のもの。戸籍謄本ではありません。
- ・ 住民票
- ・ 事前選考試験の合格証明書 \* 取得者のみ
- ・ 「Lettera di idoneità all'immatricolazione (Lettera di idoneità accademica)」 \* 取得者のみ

#### ■ オンライン登録後、在大阪総領事館での等価証明取得に必要な書類

\* ご自身に該当する下記の学校関係の証明書類を出身校で取得して下さい。

#### a) 高等学校の卒業・成績証明書 和文各1通

\* 成績証明書には3年間の成績の平均値が必要。成績データが破棄されている場合は、成績証明書が発行できない証明書を取得して下さい

a) の書類が必要なコース：

大学 Bachelor's degree program (Corso di Laurea) Combined Bachelor's/Master's degree program (Corso di Laurea Magistrale a ciclo unico)

音楽院・美術学院 Corso di Diploma I livello (Triennio) Bachelor's degree program

#### b) 大学(学士)の卒業・成績証明書 和文各1通

b) の書類が必要なコース：

大学 Master's degree program (Corso di Laurea Magistrale non a ciclo unico)

音楽院・美術学院 Corso di Diploma II livello (Biennio) Master's degree program

2. 4月23日(月)「私費留学手続きの申し込み」オンライン登録を完了させて下さい。

3. 登録完了後、留学手続きの流れ(手続き詳細)にアクセスして、手続き方法をよく読んで下さい。

4. 「留学手続きの流れ」に従って、「学校関係の証明書類(等価証明取得)」の手続きを進めて下さい。(日本国外務省の認証、その後でイタリア語翻訳作成があります)

5. 5月20日(月)までに在大阪総領事館窓口に「4. が完了した学校関係の証明書類一式」を提出し、「等価証明取得」の申請を完了させて下さい。

本年は留学手続き期間中に、新天皇即位に伴う10連休によって、諸機関での書類取得が困難になることが予想されます。学校関係の証明書類は連休前に取得するようにして下さい。